

3月から4月上旬は、市役所の窓口や電話が大変混雑します

新年度の手続きは市役所本庁以外でもできます！

圏市民課 ☎443-2050

●マイナンバーカードをお持ちの方

- ・他市町村へ転出予定の方…手続きはマイナポータルからできます **来庁不要**
- ・各種証明書の交付……………コンビニ交付が利用できます **手数料が100円お得**

●各行政サービスセンター、とやま市民交流館(CiC 3階:新富町一丁目)、各地区センター(一部を除く)の利用にご協力ください

窓口受付を時間延長・休日開設します

窓口開設の日時	3月27日(水)、28日(木)	3月29日(金)	3月31日(日)	4月1日(月)
市役所本庁	18:30まで		9:00~13:00 (マイナンバーカードの交付は事前予約制)	
大沢野・大山・八尾・婦中 行政サービスセンター	—	18:30まで	9:00~13:00 (マイナンバーカード関係のみ)	18:30まで

受け付ける手続き・問い合わせ先

◆市民課(☎443-2050)

住民異動届・戸籍届、各種証明書の交付、印鑑登録
市立小・中学校の就学指定書の発行、児童手当・こども医療費助成などの案内
マイナンバーカードの交付・券面変更・電子証明書更新

◆介護保険課(☎443-2043)

要介護・要支援認定者の転入・転出手続き、
介護保険料の納付

◆保険年金課(☎443-2065)

国民健康保険、後期高齢者医療制度、
国民年金の手続き

◆こども健康課(☎443-2279)

障害福祉サービスの手続き
(児童)

◆障害福祉課(☎443-2056)

身体障害者手帳・療育手帳、障害福祉
サービスの手続き

◆各行政サービスセンター 大沢野☎468-1111 大山☎483-1211 八尾☎454-3112 婦中☎465-2111

上記手続きは全て対応できます。

水道の使用開始・中止の連絡はお早めに

3~4月は、申し込みが急増します。開始日または中止日が決まりましたら、3営業日前までに連絡してください。

市ホームページ(☎1007641)で案内している専用サイトや、下記で案内している「富山市LINE公式アカウント」からも受け付けできます。

圏上下水道局料金課開閉栓専用ダイヤル ☎0120-310-599

[大沢野・大山・細入地域]

圏東上下水道サービスセンター ☎467-5816

[八尾・婦中・山田地域]

圏西上下水道サービスセンター ☎465-2164

井戸水などの公共下水道への排出は届け出が必要

◆井戸水を使用している方で、次に該当する場合

- ・汚水・排水を下水道へ排出している
- ・転入・転出や出生、死亡などに伴い、使用人数に増減があった
- ・井戸水の使用箇所を変更した
- ・一部水道を使用するようになった
- ・井戸の撤廃・枯渇など、井戸水の使用を中止した

◆雨水・湧水などを利用し、その汚水・排水を公共下水道へ排出する場合

現在、井戸水を使用中の方で、届け出済みの方には、「公共下水道等の使用状況のご案内」を送付します。使用状況に変更がある方は4月19日(金)までに必ず返送してください。

圏上下水道局料金課 ☎432-8513

移動・待ち時間を節約

各種手続きには「富山市公式LINE」が便利です！

圏広報課 ☎443-2018

富山市LINE公式アカウントから、新年度に手続きが必要な一部の申請や窓口予約を行うことができます。

メニュー項目	主なサービス名・機能紹介
申請	住民票の写しなどの交付申請 (郵送料・マイナンバーカードが必要)
	水道の使用開始・中止申請
予約	市民課の窓口予約(住所変更・戸籍の届け出、マイナンバーカードの交付、罹災証明書申請など)
窓口混雑状況	市民課、とやま市民交流館、婦中行政サービスセンターの窓口の混雑状況を確認できます

富山市LINE公式アカウントとは…

コミュニケーションアプリ「LINE」を活用し、情報配信や予約、申請などの機能・サービスを提供しています。日常生活だけでなく、緊急時にも役に立つ情報を配信しています。

友だち登録で情報が受け取れます。
詳細は、市ホームページ(☎1013250)
をご覧ください。



友だち登録はこちら

能登半島地震の災害被害にかかる 支援や貸付を行います

●被災者生活再建支援制度

今回の地震により、居住する住宅が全壊するなど著しい被害を受けた世帯に対し、支援金の支給を行います。

対象 住居が準半壊以上の被害を受けた世帯

申請期間 基礎支援金…令和7年1月31日まで

加算支援金…令和9年1月31日まで

※詳細は、市ホームページ(No.1014573)をご覧ください。

●災害援護資金貸付制度

今回の地震により、世帯主が負傷した、または住居・家財の損害を受けた世帯かつ一定の所得に満たない世帯に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。

対象 世帯主の1カ月以上の負傷、住居が半壊以上または家財の3分の1以上の損害を受けた世帯

申請期間 被災した日の属する月の翌月1日から3カ月を経過するまで

貸付限度額 最大350万円

※詳細は、市ホームページ(No.1014556)をご覧ください。

図福祉政策課 ☎443-2164

最新の情報については、**富山市ホームページ(緊急情報)**をご覧ください

市民、事業者、避難者向けの支援などの情報を掲載しています。

市ホームページ▶



3月20日(祝)～26日(火)

春の火災予防運動

春はフェーン現象などで火災が起きやすいです。火の取り扱いには十分注意しましょう。

◆全国統一防火標語

火を消して 不安を消して つなぐ未来

◆消防総合訓練 費用・申込不要

日時(3月)	場所	担当署
10日(日) 8:00～	宮野小学校	婦中
17日(日) 8:30～	大山会館	大山
17日(日) 9:00～	月岡中学校	富山
17日(日) 9:00～	富山北部高校	富山北

訓練のほか、地震後に発生する火災予防についても説明します。

◆スプレー缶などの火災に注意!

ごみとして出すときは、中身を使い切って、穴をあけず、燃やせないごみの日に、他の物と分けて透明な袋に入れて出しましょう。中身がある場合は、「中身あり」と貼り紙をして出してください。

図消防局予防課 ☎493-4141

図環境センター管理課 ☎429-5017

地域の防災力を高めよう

図防災危機管理課 ☎443-2181

地域の防災力を高めるために、避難行動要支援者支援制度への登録や、自主防災組織の結成に取り組みましょう。

◆避難行動要支援者支援制度への登録を

「避難行動要支援者支援制度」とは、災害の発生時などに自力での避難が難しい方を、「避難行動要支援者名簿(支援制度登録者)」に登録し、避難支援等関係者(消防・警察、民生委員、自治会・町内会、自主防災組織)に、平常時からその情報を提供することで、災害時における地域での安否確認や避難誘導などに役立つものです。

登録方法

申請書を記入し、直接、申請書設置・受付場所へ。防災危機管理課(〒930-8510 新桜町7-38:市役所4階)へ郵送することもできます。

申請書設置・受付場所

防災危機管理課、福祉政策課、長寿福祉課、介護保険課、障害福祉課、各行政サービスセンター、各中核型地区センター、各地区センター

※申請書は、市ホームページ(No.1009826)からもダウンロードできます。

◆自主防災組織の結成を

「自主防災組織」とは、地域の皆さんが協力して防災活動を行う組織です。市内では、令和6年1月末現在、590の組織が結成されています。

平常時には、防災訓練や防災資機材の点検・整備などの活動にも取り組みます。

能登半島地震を受けて、自分の身は自分で守る(自助)、地域住民の助け合い(共助)の大切さが改めて認識されることとなりました。大規模災害時には、自助・共助が被害を最小限に抑える大きな力になります。

<自主防災組織の活動を支援しています>

市では、防災訓練や防災資機材整備に対して補助を行っています。詳細は、防災危機管理課へ問い合わせてください。